

京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業 F A Q

1 応募資格関連

	質 問	回 答
1	企業組合の構成事業所ですが、応募できますか。	企業組合の構成事業所は、一事業者と認めております。決算書は企業組合から構成事業所の内訳をもらってください。
2	府内に複数の支社がありますが、支社ごとに応募できますか。	応募は、事業者（企業）単位になります。 府内に複数の支社を有する場合は、事業者（企業）全体で一応募としてください。
3	大阪が本社で京都に事業所があります。京都府内の事業所で事業を実施するのですが、応募できますか。	京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点であれば応募可能です。
4	本社が京都府内にあるが、本事業の研究開発や設備を導入する拠点（研究施設や工場）が京都府外の場合でも応募できますか。	事業を実施する拠点が京都府内でなければなりませんので、応募できません。なお、府内と府外の両方に本事業を実施する拠点がある場合は応募できますが、府外の拠点で実施される分についての経費は補助対象経費に含めることができませんので、御注意ください。
5	これから起業する個人又は法人は応募可能ですか。	応募可能です。なお、応募時に住民票の写を提出いただき、交付決定時点で、個人の場合は開業届控の写しの、法人の場合は履歴事項全部証明書の提出が必要です。
6	個人事業主ですが、補助対象期間中に法人成りしても、補助事業は継続できますか。	変更届を提出することで、補助事業を継続することができます。
7	応募資格を満たす中小企業者と大学等研究機関で応募できますか。	本事業で提案者（補助事業者）が事業を進めるにあたって大学等研究機関から専門的知見を得る場合など、中小企業者が主体で大学等研究機関が補助的に関わる形であれば、応募は可能です。ただし、その場合でも中小企業者単独での応募となります。
8	常時使用する従業員の範囲はどのように考えればよいですか。	申請の日から見て直前に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載の者が常時使用する従業員に該当します（その場合でも申請日までに被保険者の増減があった場合はそれを含めて計算してください）。なお、事業所ごとに通知を受けている場合は全ての事業所分を合算してください。また、記載されている事業主及び役員は除いて計算してください。
9	令和3年4月1日募集開始の「小規模企業等経営基盤強化支援事業」、または「企業連携型ビジネス創出支援事業」、または「産学公の森（企業の森・産学の森）推進事業」に申請中ですが、本事業に応募することは可能ですか。	応募することは可能ですが、今年度を実施する「小規模企業等経営基盤強化支援事業」、「企業連携型ビジネス創出支援事業」、「産学公の森（企業の森・産学の森）推進事業」の交付決定を受けた場合は、本事業の交付決定を受けることができません。 ※補助金の交付対象外として参画した場合はこの限りではありません。
10	令和3年6月1日募集開始の「中小企業共同型ものづくり支援事業」、「次世代地域産業推進事業」との併願申請を検討中ですが、本事業に応募することは可能ですか。	今年度を実施する「中小企業共同型ものづくり支援事業」、「次世代地域産業推進事業」とは、併願申請できません。 (※本補助金への申請は、1事業者につき1件とします。)
11	昨年度（令和2年度）「企業の森・産学の森」推進事業の交付決定を受けまし	令和2年度において「企業の森・産学の森」推進事業、「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業」、「中小企業共同型

	た。今年度、本事業に応募することは可能ですか。	ものづくり支援事業」、「小規模製造業設備投資等支援事業」又は「次世代地域産業推進事業」の交付決定を受けた場合でも、異なるテーマであれば、本事業に応募可能です。(令和3年度に限ります。) ※令和2年度京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業の交付決定を受けた事業者（Ⅰ又はⅡコース）は、同種のテーマであっても、ⅠコースからⅡコース、もしくは、ⅡコースからⅢコースへの応募（ステップアップ）が可能です。
12	スタートアップ企業とは、どんな企業ですか。	本事業において下記の要件をすべて満たす企業をいいます。 ・創業10年以内で、府内に本事業の事業活動を遂行する拠点を持つ未上場の企業 ・バイオ、AI・IoT、DX、データサイエンス、ロボティクス、xR等の最先端技術又は大学等研究機関の研究シーズを活用した新たな製品・サービスの開発を目指す企業

2 対象経費関連

	質 問	回 答
1	経費積算の際に、設備導入に関して補助率が15%になるものはどのようなものですか。	事業化促進コース、本格的事業展開コースとも土地造成費・建物建設費（付帯工事含む）は15%です。また、量産段階で調達し、かつ、量産が主用途の設備で、減価償却資産の法定耐用年数が7年以上（各社の会計・税務処理の判断による）となるものも15%です。（ただし、これ以外の、明らかに研究設備と理解できるもの、又は補助対象期間中に研究用として調達したものは1/2とします。） なお、委託により市販設備のカスタマイズやオーダーメイドで調達する場合でも、計上費目は財産購入等費で計上してください。

※その他ご不明な点があれば、相談窓口・提出先にご相談ください。